《ライセンス表示について》 2.00 バージョン

2014/03/06 作成

2014/05/19 修正

2015/12/01 改定

ユニティちゃんライセンス条項(以下「本ライセンス」といいます。)の元で<u>弊社キャラクター</u>を使った二次 創作活動を行っていることを提示するために、クリエイターの皆様が創った二次創作物を公開したり頒 布する時には、以下の UCL ロゴ、もしくはライセンス表記のいずれかを、二次創作物の本体もしく はその説明書や奥付、パッケージ、もしくは公開するホームページ等に表示するようにしてください。

UCL ロゴ、もしくはライセンス表記の例



【弊社キャラクターを含まないデジタルアセットデータのみの利用の場合】

弊社キャラクターのデジタルアセットデータの一部を、弊社キャラクターとは外見上異なるキャラクター に転用した場合には、本ライセンスではなく、別途定める「アセットストア利用規約およびエンドユーザーライセンス契約」にのみ従うものとします。

【本ライセンス表示に関するお問い合わせ窓口】

ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社

unity-chan@unity3d.co.jp